

## 令和8年度採用 石川町会計年度任用職員募集要項

### 1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、任期を1会計年度（4月1日から翌年3月31日）以内で任用される一般の非常勤職員です。守秘義務、職務専念義務、信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限など、地方公務員法に定める服務規程が適用されます。

### 2 募集職種

職種、人数、資格要件等の詳細は、別紙「会計年度任用職員募集内容一覧」をご覧ください。

### 3 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日以内 ※職種により異なる場合があります。
勤務時間	週5日以内、週38時間45分以内（1日7時間45分以内） ※職種により異なるため、詳細は別紙「会計年度任用職員募集内容一覧」をご覧ください。
勤務場所	石川町役場、文教福祉複合施設（モトガッコ）、歴史民俗資料館
給与	職種により異なるため、詳細は別紙「会計年度任用職員募集内容一覧」をご覧ください。 通勤手当、期末手当等が条例・規則の定めにより支給されます。
休日	週休日（原則、土・日曜日）、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3） ※職種により異なる場合があります。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与するほか、事由（忌引、病気、結婚、子の看護等）により特別休暇が付与されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入。（通算任期により市町村職員共済組合に加入することもあります。） ※任用期間や勤務時間が短い場合、社会保険の対象とならないこともあります。
その他	地方公務員法の規定に基づき、採用後1か月は条件付採用とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。

#### 4 申込資格等

年齢・学歴・性別等は問いませんが、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (2) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※職に応じて資格等が必要な場合がありますので、別紙「会計年度任用職員募集内容一覧」をご覧ください。

#### 5 選考方法

書類審査及び面接

※担当課より、申込者へ日時等を連絡いたします。

#### 6 申込方法等

申込方法	石川町役場総務課職員係で交付する「石川町会計年度任用職員申込書（※町ホームページからもダウンロードできます。）」に必要事項を記入のうえ、石川地方職業相談室から「紹介状」も一緒に持参もしくは郵送により提出してください。
受付期間	令和8年2月13日（金）まで（執務時間中に限ります）到着
提出書類	石川町会計年度任用職員申込書 ※資格、免許を必要とする職種は、その写しを添付してください。
申込先	〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185-4 石川町役場 総務課職員係（庁舎2階）

#### 7 選考結果

選考の結果は、随時担当課よりお知らせいたします。

#### 8 問い合わせ先

石川町役場 総務課職員係 電話0247-26-2113（直通）